

## 令和2年第4回教育委員会定例会

開会年月日 令和2年2月20日(木)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
同 委 員 新 井 良 保  
同 委 員 坂 口 節 子  
同 委 員 高 柳 誠  
同 委 員 伊 神 泉

## 議 題

## 1 議案

- (1) 議案第8号 令和元年度教育関係予算案(補正第3号)について
- (2) 議案第9号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について
- (3) 議案第10号 令和元年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書について

## 2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和2年陳情第1号 教科書採択にあたって多くの教員が見本本を研究し意見を述べる条件整備を求める陳情〔継続審議〕

### 3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

### 4 報告

#### (1) 教育長報告

- ① 児童生徒用タブレットPCの配備について
- ② 令和2年度学校関係工事計画（案）について
- ③ 令和2年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
- ④ 令和2年度中学校臨海学校について
- ⑤ 令和2年度学校給食費について
- ⑥ 令和元年度いじめ防止実践事例発表会について
- ⑦ （仮称）これからの図書館構想策定検討委員会の設置について
- ⑧ 令和2年度図書館特別館内整理日について
- ⑨ 子育て支援サービスの充実について
- ⑩ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児童等の状況確認について
- ⑪ その他
  - i 青年リーダーフェスティバルについて
  - ii その他

開 会            午前    10時00分  
閉 会            午前    11時37分

#### 会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	谷 口 雄 麿
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 こども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	石 原 清 年

同 練馬子ども家庭支援センター所長 今井 薫

教育長

ただいまから、令和2年第4回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が2名いらっしゃっている。

それでは、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案3件、陳情11件、協議2件、報告11件である。

(1) 議案第8号 令和元年度教育関係予算案（補正第3号）について

教育長

はじめに、議案である。議案第8号、令和元年度教育関係予算案（補正第3号）について。この議案について、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

最終の補正予算は整理ということもあり、ほとんどが減額なのだが、今回は、昨年の台風15号、19号で相当な被害を受けたベルデ岩井の補修にかかった経費を組ませていただいている。

何かご質問、ご意見があればお出しいただきたい。

新井委員

11ページ、児童福祉施設費の2児童館維持運営費のところに、児童遊具購入費とある。具体的にどのような遊具なのか、わかる範囲で教えていただきたい。

子育て支援課長

児童館に置いてある遊具は、例えば大きいものであればトランポリンとか、卓球台などがある。それ以外に、ボールなど小さなものもたくさんある。今回は寄付でおもちゃを買っていただけだったので、その経費を計上している。

新井委員

わかった。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。

それではまとめたいと思う。議案第8号については、区長が提出する予算案に対して同意するということで、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第8号については承認とする。

(2) 議案第9号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

教育長

次の議案である。議案第9号、練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について。この議案について、説明をお願いする。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

これも先ほどと同じように、区長から意見を求められているものである。何かご意見はあるか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それではまとめたいと思う。議案第9号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第9号については承認とする。

(3) 議案第10号 令和元年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価の報告書について

教育長

次の議案である。議案第10号、令和元年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価の報告書について。この議案について、説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

今年度も、いろいろと皆様方のご意見もいただきながら、点検・評価を行ってまいりました。案として報告書がまとまったので、お出ししているものである。いろいろご意見もあると思うので、遠慮なく出していただきたい。いかがだろうか。

伊神委員

49ページからの「今後の方向性」についての意見である。(7)熱中症予防用テントの配付については、学校のニーズに合うような形を考えてほしいと思っている。木がたくさんあったり、校庭が広がったり狭かったり、風が強かったり、あるいは風が全くなく蒸し暑かったりと、学校によってさまざま状況が違うと思う。各小学校にテントを配付する際には、数や保管場所についても、地域的なものもあるので、一概にということではなく、学校と相談をしながら考えてほしい。

それから、保護者が学校を話すときのキーワードとして、学校のエアコンがある。エアコンが入ったとか、夏は暑いねといったようなことが、とても多く、子供が健康で、楽しく学校生活が送れるかということがキーワードとなっている。教育委員会として、たくさん頑張っていることがあるが、保護者は比較的に見える子供の部分しか見えなところがあって、理解が深くない。もちろん知ろうとしてくれる保護者の方もたくさんいるが、なかなかそういうわけにはいかない。いろいろな教育関係、ICTとかもなかなか保護者に伝わらないので、教育委員会もこれだけ頑張っているのだという姿を、もっと周知してもいいのではないかと思っている。保護者の方が多くいる中で、全部に行き渡るといことは難しいが、今後、保護者が学校関係、教育関係とつながっていくには、心のつながりという意味で、そういうことも周知してほしい。

教育長

ご意見ということで、よろしいか。

伊神委員

はい。

教育長

内容については、これまでも見ていただいているが、有識者委員の先生方からご指摘をいただいたところは新しいところなので、ご意見をいただければと思う。いかがか。

坂口委員

感想である。漆澤先生の評価は、今課長が説明されたように、学校の安全のこととか、多様な子育て支援サービスが広がったこととか、私も同じように思っていた。きちんと見てくださっているということで、非常に共感を持った。

小松先生は、生産体験や地産地消といった、学校が取り組んでいることについて、取り上げられている。練馬大根を育てて、採って、たくあんをつくり、それを給食でいた

だく、そういうことをかなりの学校が取り組んでいる。生産者を教室に呼んで話を聞くような場面もあるのかもしれない。そういうことを練馬らしい取組だということで、ここに取り上げてくださったのがうれしかった。

それから広岡先生は、いつも私たちに何か課題を突きつけてくださると思って拝見した。フィードバックのことは、私たちはフィードバックしているからこそ、この評価ができるわけで、それは当然である。それから制度については、区民の参加を促す、委員を基本台帳からの無作為に選ぶという、そういう形がいいのか。私たち教育委員は決して専門家ではないし、行政をする側でもない。区民の代わりだと思って、この仕事を務めていて、特定の利害や専門的見解などにとらわれていないつもりでいるので、そこは見ていただきたいと思った。無作為抽出ではないが、区民として、公平に見ているつもりでいる。こういう制度を根本的に変えるというのは、非常に難しいのではないかとか、いろいろと感じた。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

もう何回も、点検・評価を検討し、確認をさせていただいた。よくまとまっていると思う。また、3人の有識者の方々のご意見も、そのとおりだと思うし、それぞれの立場での意見が集約されていると思う。

「今後の方向性」についての意見である。49ページからの「今後の方向性」に挙げられているのは、令和2年度の予算で重点配分されたものだと思う。例えば教育分野では、快適な教育環境づくり、それから新学習指導要領に対応するためのICT教育とか、英語教育の充実、それから教員の働き方改革とかを重点としている。また、子育て分野も、保育所とか、保育環境の支援、子育てしやすい環境づくり、また、放課後の子供たちの居場所づくりのさらなる推進というようなことで、これもそれぞれ大切なことだと思っている。ただ、「今後の方向性」として出ているものなので、やはり教育分野では、教育の根幹を考えると、学力の向上であるし、豊かな心の育成であるし、それから健康や体力の保持増進だと思う。それが教育の根幹である。もちろんここに出ているものも、教育の目標をさらに充実する基盤となる、とても大事なものだと思うが、もう少しこの中にそういうものを入れてほしい。例えば、学力や体力の向上にどこが当たるのか、いじめ防止を含めて子供の健全育成とか心の教育をどういうふうに進めていくのか、それが少し文言として出てきたほうがいいのではないかと思う。なかなかどういうふうにするか、難しいのかもしれないが、検討してほしい。特に、教育大綱にもあるが、配慮を要する子供への対応ということで、やはり今教育の中で問題になっているのは学力の二極化、体力の二極化である。比較的恵まれた環境にいる子については、学力についても、健康づくりや体力づくりについても、意識してされていると思うが、そうでない環境にいる子をどう上げていくかということは、非常に大事なところだと思っている。そのようなところにも、今後は意識して、文言を工夫していただけるとありがたい。

教育長

ほかにかがが。

新井委員

1つのキーワードとして、全ての子供を置き去りにしてはいけないということがある。それから、ノーマライゼーション、共生社会。全般的に見させていただいて、特別支援に関しては、いろいろところで支援の具体的な事業を推進していただいているので、本当にうれしく思っている。医療的ケアの子供から軽度障害の子供たちまで、そういった子供たちの特別支援についての具体的な事業をこれからも進めていただければありがたいと思う。

教育長

有識者委員のお三方、そして本日も各委員からさまざまなご意見をいただいた。次回以降、取り入れられるところについては取り入れながら、不断の見直しをしながら、点検・評価をこれからも進めていきたいと思っているので、引き続きよろしく願います。それでは、議案第10号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第10号については決定とする。なお、この議案の決定をもって、協議案件の(2)については終了とさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを  
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳  
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実  
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

- (11) 令和2年陳情第1号 教科書採択にあたって多くの教員が見本本を研究し意見を述べる条件整備を求める陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情11件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕  
(2) 令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議案件(2)については、先ほど議案第10号の決定に伴い、終了とさせていただいた。その他の協議案件(1)については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うので、よろしく願います。

(1) 教育長報告

- ① 児童生徒用タブレットPCの配備について
- ② 令和2年度学校関係工事計画(案)について
- ③ 令和2年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
- ④ 令和2年度中学校臨海学校について
- ⑤ 令和2年度学校給食費について
- ⑥ 令和元年度いじめ防止実践事例発表会について
- ⑦ (仮称) これからの図書館構想策定検討委員会の設置について
- ⑧ 令和2年度図書館特別館内整理日について
- ⑨ 子育て支援サービスの充実について
- ⑩ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児童等の状況確認について
- ⑪ その他
  - i 青年リーダーフェスティバルについて
  - ii その他

教育長



次に、教育長報告である。本日は11件ご報告する。  
それでは、報告の①番について説明をお願いする。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

いよいよ、3年間で児童生徒1人1台のタブレットパソコンを配備するという計画に踏み切った。予算が成立してからになるが、とりあえず令和2年度に1万5,000台を配備する。1万5,000台あれば、小学校では、全員が授業で使えると思っている。配備されるのは、令和2年度のいつ頃になるのか。

学務課長

どうしても準備の期間が必要となるので、2学期の終わり、12月頃から授業で利用できるようにしたいと考えている。

教育長

これはリースであったか。

学務課長

リースを考えている。

教育長

全部で4万6,000台ぐらいになると思うが、総額は幾らぐらいなのか。

学務課長

実際に契約してみないと正確な見通しは立てられないが、今回の予算案でお示した単価をそのまま準用して台数を掛けると、つまりスケールメリット等が全くないという前提でお答えすると、年間で18億円から19億円ほどのランニングコストがかかるものと見込んでいる。ただ、先ほど申し上げた国の財政支援等があるので、この中で少しは財源として確保できていると思っている。

教育長

いろいろとご質問もあろうかと思う。いかがか。

坂口委員

毎年、18億円のコストがかかるということか。

教育長

そうなる。リース料にプラスして、若干のメンテナンスの経費も入っているかもしれ

ない。

#### 伊神委員

このタブレットはリースということだが、その中で予算がこのようにかかるのか。また、これだけの台数が小学校65校に配備されるということであるが、一遍に故障することはないと思うが、規模が大きくなったときに、ICT支援員が対応できるのか。機械自体が壊れたときには業者に頼むことができるが、中身にトラブルがあった場合には、先生方が対応するのは難しいので、ある程度の知識を持った方が動かなければいけないと思う。ICT支援員の方の数は、今後どのようになるのか。教えていただきたい。

#### 学務課長

ICT支援員は、前職がシステムエンジニア、SEであったり、ウェブデザイナーの方だったり、かなりICT分野に精通した人材が今そろっている。昨年の夏に大型ディスプレイを入れたが、それが入る前の年度は7名体制でやっていたのが、夏からディスプレイを使うということを含めて11名体制に増員をした。この度、12月からタブレットを配備するというので、さらに3名を増員して14名体制とする。なので、2年前から比べると人数面では倍という形で、各学校を支援していく予定である。ICT支援員が、月に4回程度、週に1回、半日は各学校を訪問して、教員の質問やシステムトラブルの対応等、支援していくことを考えている。

今回2億6,000万円余を計上しているが、この中身としては、割合が多い順で申すと、タブレットのリース料と回線の使用料、これがおおむね30%ずつで大体6割である。加えて保守等の委託料が20%ほど、それから機器を使うための初期設定料が15%ほどで、これで大体95%になる。機器の破損等も想定はして、各学校に一定予備も配備するので、壊れた場合には予備のものを使うことになる。また、仮にたくさん壊れてしまったとしても、リース料の中に保険が入っているので、たくさん壊れたからといって、我々や区民の皆様がそれを負担するといったことはない。

#### 伊神委員

わかった。

#### 教育長

ほかにいかがか。

#### 坂口委員

確かに新しいことのように思うのだが、今の子供たちは、もう既にタブレットで勉強をしている。この間、見る機会があったのだが、その子の力に合わせて、最後の丸がつくまで何回も、もう一度考えようと応答がある。また、できると、ものすごく褒めてもらえるような応答があるなど、子供たちのやる気を出すためのさまざまな工夫がされていた。タブレットというのはこういうものだと、実感したところである。学力向上にも

つながるし、やる気が起きると思った。子供たちが、こういうICT機器を使うことは問題ないと想像できる。

また、それこそインターネットとつないで地球の裏側の子と翻訳機を通じて話をするといった、そういった可能性も広がると思う。練馬もいよいよICTが本格化するというので、本当にいいと思っている。関係者の方には頑張ってください。よろしく願います。

教育長

子供は本当にすぐ慣れる。問題は先生方である。相当なお金をかけて導入するわけなので、これを教育上の効果として実効あるものにするためには、やはり授業のあり方とか、やり方を変えていかなければいけない。教員がしっかりと自覚をして、授業力を付けてもらうことが、大きな課題だと思っている。もちろん準備は当然していると思うが、しっかりと教育委員会としても支えていかなければいけないと思っている。

ほかにいかがか。

新井委員

個々の特別な支援が必要な子供たちのことを思い浮かべた。例えば、進行性筋ジストロフィーの子供は、知的には問題はないので授業には参加できるが、手が不自由なのでタブレットの操作がかなり困難だと思う。手が動かないので、入力については、支援員の先生が個別にいらっしゃると思うのだが、その先生にどうしても協力してもらわなければいけない。それから、肢体不自由の子供たちがタブレットを効果的に使うために、いろいろな手立てを現場ではやられていると思う。そういった事例があれば、教えていただきたい。

学務課長

実際に、筋ジストロフィーのお子さんがいらっしゃる。そういったお子さんが通常級で学ぶ中では、学校生活支援員がついて対応している。これは、肢体不自由のお子さんについても同様である。また、教育効果という観点でも、今回、モデル校にタブレットパソコンを配り、実際に小学校の知的障害学級のお子さんにもお使いいただいて、タブレットを使った授業というのはどのような教育法があるのかということの研究しているところである。一定研究効果も年度末にはまとまるので、また改めてお示しさせていただきたいと思う。

新井委員

わかった。

教育長

特別な支援が必要な子供たちにこそ、このICTの活用によって学習格差がなくなってくることを期待しているので、これから活用の検討をしていかなければいけないと思っている。

新井委員

基本的に、視覚的な教材の有効性というのは、いろいろな論文等でも明らかになっている。特に情緒障害、発達障害の子供たちにとっては非常に有効である。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

3点ほど質問である。

モデル校は何年か前からやっているが、実際に地域で授業を公開しているのか。都のプログラミング学習の研究発表では、授業を公開している。今までもいろいろな教育をやるときに、モデル校をつくって、その地域ごとに研究、公開授業をして、その地区の先生方を集めて、研究したことを周知するなどしていた。そういう取組は、実際効果があると思う。そういう指定校でICT教育関係の指定をして、研究して、そこから広めていくといった取組は考えられているのか。

2点目である。このタブレットパソコンが配備されていくと、今あるような固定型のパソコン教室が、今後必要なかどうかという議論が必要になってくると思う。今、どのように考えていらっしゃるのか教えていただきたい。

3点目、タブレット端末の管理についてである。タブレットは結構高価なものだと思うが、どのように管理するのか。子供たちの机の中に入れておくのか。教室ごとにタブレットパソコンを一括して管理するなど、そういうことも考えていらっしゃるのか教えていただきたい。

学務課長

まず私から、モデル校の部分と、パソコン教室のあり方、タブレットの管理についての3点について答弁させていただく。指定校については、教育指導課長のほうからご答弁いただくと思う。

まずモデル校についてである。モデル校は、大型ディスプレイ等を配備するためのモデル校と、タブレットを入れるためのモデル校の2種類ある。前者のディスプレイを入れるためのモデル校については、小学校4校、中学校2校の全教室にディスプレイやパソコンを配備して行ったものである。今回のタブレットについては、小学校では豊玉第二小、中学校では豊浜中に配備し、それぞれ公開授業等を行っていただいている。実際に私も公開授業を見させていただいたが、子供たちがかなり早く、スムーズに活用していた。タブレットを利用して、どのような効果が出るのかというのをやっていただいていると思っている。各学校においても保護者からのお話等があれば、当然隠すものではないので、ご覧いただいているものと認識している。

2点目、パソコン教室のあり方である。今後パソコン教室をどうするかということは、検討課題ではあるが、現在廃止を決めているものではない。さまざまな議論があるものと考えている。

3点目、タブレットの管理についてである。実際には保管庫を置いて、そこにタブレットを差しておくで充電ができるような、また、鍵がかかり誰かに持っていかれないようなものを配備する予定である。子供たちの机の中にタブレットパソコンを入れっ放しで帰るといことは、私どもとしては想定していない。

教育指導課長

東京都教育委員会指定のプログラミング教育推進校が2校あったが、この研究推進事業に関しては今年度で終了となる。今後は各自治体で、こういった研究指定をしていくということが予想される。教育指導課としては、今後はモデル校というよりも、むしろ全校の先生方が確実にこのプログラミング教育を実施できるようにしていきたいと考えていて、全校の小学校の教員を対象とした研修を企画しているところである。夏には、これまでのモデル実践も含めてリーフレットなどにまとめて、それを活用しながら実際に自校でできるようにしてまいりたいと考えている。

教育長

これから配備されていくので、実際にどう活用されているのかということをお我々としても注視をしていかなくてはならないと思っている。よろしく願います。

それでは、次に報告の②番を願います。

学校施設課長

資料に基づき説明

教育長

来年度の学校に係る工事の内容について、課長から報告させていただいた。何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。

それでは、次に報告の③番を願います。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

少年自然の家を臨時休館しなければいけない期間について、あらかじめお知らせをしておくということで、毎年報告しているものである。何かあるか。よろしいか。

それでは、次に報告の④番を願います。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

令和2年度に限って、中学校臨海学校を中止するということである。何かご質問、ご

意見はあるか。

坂口委員

理由を伺うと本当にもっともで、何一つ逆らうものではない。本当に素晴らしい行事だが、仕方ないと思う。ただ、今度入られる中学1年生は我慢しなければならず、中学生生活の1つの、最初のハイライトがなくなるというのは気の毒であるが、やむを得ないと思う。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。  
それでは、次に報告の⑤番をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

平成26年度から値上げしていなかった給食費について、1食9円ないし10円の値上げをするという内容の報告である。ご意見、ご質問があればお出しいただきたい。

高柳委員

今、食材費が上がってきていて、安価なものを活用したり、果物の提供回数を減らすというようなことで対応されているが、やはり成長期にある子供たちの十分な栄養確保という面から見ると、望ましいものではないと思う。値上がりをしていないのが一番いいが、それよりも、十分に子供たちに栄養のバランスのよい食事を提供していくことのほうが重要だと思う。また、要保護とか準要保護の家庭には援助の制度があり、支障のないようにされているので、やむを得ないと思う。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。  
それでは、次に報告の⑥番をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

毎年恒例になっている、令和元年度のいじめ防止実践事例発表会についての報告であった。何かあるか。よろしいか。  
それでは次に、報告の⑦番をお願いします。

光が丘図書館長

## 資料に基づき説明

教育長

「これからの図書館構想」策定のための検討委員会を立ち上げたいということでの報告であった。何かご質問、ご意見はあるか。

高柳委員

私も図書館を利用することが多いが、練馬区には図書館がたくさんあり、非常に充実していると思っている。利用している方は、やはり高齢者も多いし、また青少年、高校生、中学生ぐらいの方もいる。また、子育て世代の方が赤ちゃんを連れてきている姿もよく見かける。そういった方が、友達とか仲間と集い合っ、多様な面で活用できるような、そういった図書館の構想をぜひ進めていっていただければ大変ありがたい。よろしく願います。

教育長

ほかいかがか。

伊神委員

委員構成について教えていただきたい。今、必要に応じて検討するというような話をされたと思うが、どのような必要性があるのか。

光が丘図書館長

今想定している委員は、学識経験者の方、図書館の分野に専門がある方、また、これまで読書活動等を通じて、区や図書館と協働してきた団体の方などを考えている。また内容によって、例えば協働の分野や、ICTの分野などのご意見をいただきたい場合には、オブザーバーの参加を考えたいと思っている。検討しているところである。

伊神委員

わかった。頑張っていたきたい。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。  
それでは、次に報告⑧番を願います。

光が丘図書館長

## 資料に基づき説明

教育長

毎年この時期にお示ししている、来年度の図書館の特別館内整理日の日程についてである。何かあるか。よろしいか。

それでは次に、報告の⑨番をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

子ども家庭支援センターが所管している子育て支援サービスについて、幾つか充実を図っていくということで、今報告があった。何かご意見、ご質問はあるか。

坂口委員

若い方にとって、インターネットで登録ができるということは、本当に大きな進歩だと思う。今とても気になっているのが、多児家庭というか、子供が2人とか、3人いる家庭なのだが、こういう方法で預かることができるということをぜひ周知していただき、そういう家庭の母が煮詰まらないように配慮していただきたい。ご自分がわざわざ出向いて予約するというのは大変だったと思うので、これを活用していただきたいし、その奮闘している親に届けてほしい。ぜひ保健相談所とか、子供家庭支援センターとかで、そのあたりの働きかけをお願いしたいと思う。よろしく願います。

練馬子ども家庭支援センター所長

今、委員からご指摘いただいたように、これまでは窓口に来ていただいて予約するというのが原則になっていた。また、翌月の1カ月分を前月の月初めに予約できるという形だったので、例えば4月1日になると5月分の予約のために窓口に並んでいただいていた。ここにさらにお子さんを何名も連れてというのは、非常にご負担になっていたかと思う。今回こういったインターネットの予約で、そういったご負担はかなり減っている。

周知については、現在既に登録されている方には通知を個別に送るように対応している。また、区報でも掲載させていただき、今委員にもご指摘いただいたような子センや保健相談所といった子供にかかわる窓口などでも、周知をしっかりとやってまいりたいと考えている。

教育長

ほかにいかがか。

伊神委員

インターネットで予約というのは、月に何回も予約ができるのか。キャンセルの問題があると思うが、どうなのか。どうしても、人は楽な方法で予約ができると、たくさん予約をして、そのままキャンセルということもあると思う。そのような中で、本当に入りたい枠のところ为空いていなかった、でも当日見てみたら空いていたというようなことにならないだろうか。想像できてしまうが、そういった場合の対応を考えておられるのか。



練馬子ども家庭支援センター所長

今回システムを導入することによって、これまでよりも簡単に予約できることで、安易にたくさん予約してしまうというような事態が生じるのではないかとすることは、我々としても懸念している。まず、お一人のお子様について、一度に利用できる回数を一定設定させていただいている。キャンセルについても、急な発熱など体調不良はいたし方ないのだが、そういったこと以外でのキャンセルが一月に一定回数以上になった場合には、翌々月の利用を少し制限させていただく。そういったことも周知させていただいて、本当に必要な分だけ基本的には予約していただく方向に持っていきたいと考えている。

予約については、翌月の応答日の分の予約ができるようになる。4月1日であれば5月1日、4月2日であれば5月2日という形で、新たに予約ができるようになっている。また、既に予約が可能になっている日の空き枠というのが、適宜更新される。キャンセルもシステム上でできるので、ほかの方からすぐに空いた枠が見られるようになるので、キャンセル枠も有効に使えるかと考えているところである。

伊神委員

とてもいい案なのだが、親は常にその画面を見ているわけではないので、空いていなかったら諦めてしまう方も多分いると思う。先ほど出たペナルティーであるが、例えば何回以上、3回までとか、もう既にルールはできているのか。アバウトな言葉だと、なかなか伝わりにくいと思う。病気の場合は仕方ないが、もしかしたら、いつも病気なのかもしれない。その部分を少し考えてほしいと思う。

練馬子ども家庭支援センター所長

先ほど申し上げた一定回数以上のキャンセルというのは、現在一月に4回以上と考えている。児童の体調不良かどうかの確認は、ご本人の申し出になってしまうが、児童の体調不良など以外の事由で4回以上についてというところは、利用開始に当たってはしっかりとお伝えして、適切に利用をしていただけるように働きかけていきたいと考えている。

伊神委員

わかった。よろしく願います。

教育長

ほかにいかがか。

新井委員

感想である。軽度障害児の受け入れを開始するというところで、関係のお母さん方は大変喜ばれると思う。研修等も企画されているということであるが、実際に実施して、さまざまな課題等が出てくるかと思う。それから手帳の問題についても、保護者の方とよ

く連携をとっていただいて、対応していただければと思う。いずれにしても、本当にうれしく思う。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。  
それでは、次に報告の⑩番をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

1月末時点で確認がとれなかったのは、ほとんど外国へ出国をしている方であった。なかなかその把握が難しかったのだが、本日時点で、全員確認がとれたのでよかったと思っている。何かご質問、ご意見はあるか。よろしいか。  
それでは次に移る。その他の報告が1件ある。説明をお願いします。

青少年課長

青年リーダーフェスティバルについて、口頭で報告させていただく。  
3月1日日曜日、午前10時から午後4時まで、春日町青少年館で、青年リーダーフェスティバルを開催する。青年リーダーとは、青少年課がやっているジュニアリーダー養成講習会の修了者で、区に登録された方になる。この青少年リーダーが、いろいろと協力してやっている活動を紹介したいと思っている。2月21日号の区報でご案内する。  
報告は以上になる。

教育長

青年リーダーは、青少年委員会が中心になってジュニアリーダーを養成している。一生懸命やっているのだが、区民の皆さんに、その存在がなかなか行き渡っていないのではないかと思っている。いろいろな場面でたくさん活躍してくれているので、その活躍の状況をお知らせするフェスティバルを今回初めて開こうということで、今課長から説明があった。ご意見、ご質問があればお出しいただきたい。

坂口委員

何人ぐらいの青年リーダーが、この会に参加できるのか。

青少年課長

学校等の行事等で出られない方もいると思うが、80人程度の青年リーダーが企画に携わっているところである。新型コロナウイルスの影響が懸念されるが、対応を十分にしていきたいと思っている。

教育長

現時点では、行う方向で検討しているということである。  
ほかに何かあるか。よろしいか。  
事務局から、その他で何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆様から何かあるか。

高柳委員

質問をよろしいか。新型コロナウイルス感染症について、国のほうで1月末あたりに対応について調整がなされたようだが、練馬区としての対策は、今どうなっているのか。また保護者への周知は、どうされているのか。教えていただきたい。

保健給食課長

それでは学校保健の関係について、私から説明をする。この件については、流行が顕在化してきた1月の半ば以降に文部科学省、あるいは東京都から、学校での対応について何回も通知が送られてきている。私どもとしては、間を置かないで、それらを各学校に情報提供して、適切かつ冷静な対応を求めてきたところである。その内容なのだが、当初は武漢市から帰国をした児童または武漢市の在住者と接触のあった児童について、発熱とか呼吸症状のあるなしによって、その対応を示すような形になっていた。その後、中国における流行範囲の拡大とともに、武漢市だけではなくて、湖北省や浙江省、最終的には中国本土から帰国をした児童については、あるいは接触のあった児童については、症状によって保健所、あるいは相談センターに相談をした上で紹介された医療機関で受診をする、あるいは症状が出ていなくても自宅にいて、外出を控えて健康観察を行うといったことも求められているというのが、ごく最近までの状況であった。

最近になって、国から示されたものに動きがあった。具体的には、こうした中国云々、あるいは高熱、呼吸症状ということだけではなくて、児童生徒などに発熱等の風邪の症状が見られるときには、無理をせずに自宅での休養を保護者に促すようにしてほしいと。なおかつ、その場合には欠席扱いではなくて、出席として扱うこともできると、そういうことも踏まえて、休養を促すようにということで、ごく最近通知が発出されている。これについて、今まさに各学校に情報提供して、また保護者への情報提供を依頼しているといった段階である。

保育課長

同様に保育園の状況である。基本的な対応は、先ほど保健給食課長から説明のあった学校の対応と一緒にある。私どもも、武漢市を含む湖北省並びに浙江省からの帰国者については、最低14日間は登園を控えていただいて、体調等の様子を見ていただき、経過観察をお願いしているものである。また、現在生じている事例としては、中国人の方

で、例えば春節などで一旦帰国をされていて、残念ながら今、日本に戻ってこられないという方もいらっしゃる状況である。そういう場合については、本人の帰責事由がないので、保育園に3カ月間登園がない場合は退園になるというのが原則ではあるけれども、今回は当然そういったものは適用しない。また、その間の保育料については減免するというので、現在対応しているところである。

#### 高柳委員

文部科学省の方針では、この新型コロナウイルス感染症というのは、学校保健安全法の第一種感染症とみなされるということで、普通のインフルエンザとか、学校伝染病と同じように、欠席扱いではなくて出席停止扱いということだと思う。これについて、学校には通知が行っていると思うが、保護者とか子供たちには文書で周知されているのか。それとも、それぞれの学校で周知することになっているのか。

#### 保健給食課長

学校へ、この件についての情報提供とあわせて、保護者宛ての通知のひな形を添付して、早期の発出を求める方向で、今準備を進めているところである。

#### 高柳委員

わかった。このまま感染が広がらないで、終息していただければ本当に一番いいと思うが、万が一ということも考えられる。これからどう終息していくのかわからない状況なので、安心していただくためにも、できるだけ早目に保護者や子供たちに周知していただきたいと思う。よろしく願います。

#### 教育長

ほかに何かあるか。よろしいか。  
それでは、以上で第4回教育委員会を終了する。